



史料紹介

応安貳年四月廿五日 河野辺駿河守某施行状（二幅）

外 岡 慎 一 郎

本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、所蔵する古文書である。

購入時にはすでに掛軸に仕立てられていた。料紙は楮紙、縦紙。紙数は一紙。法量は二八・八糎×四五・三糎。表装の折に天地・袖奥ともに切斷、調整されたことは疑いない。応安二年（一三六九）は南北朝時代後期にあたり、応安は北朝年号である。

以下に釈文を示す。

本領安堵事、任

御下知之旨、知行

不可有相違候者、仍執達如

件、

応安貳年四月廿五日 駿河守（花押）

土屋河内右衛門入道殿

一 本史料について

本史料は、土屋家に伝来した文書群（以下、土屋家文書）の一点としてすでに知られた存在である。

土屋家文書については、『枚方市史』（第六卷、一九六八年）が京都大学文学部国史研究室（当時）所蔵影写本を底本に「土屋氏文書」として五四点を掲載し、さらに水野恭一郎「河内土屋家文書について」（『鷹陵史学』二、一九七六年）が、原本に接して、文書四〇点を紹介し、河内土屋氏の動向について考察している。本史料ももちろんこれらに掲載されている。

また、東京大学史料編纂所には一九九〇年撮影の写真帳（『土屋文書』四冊）があり、筆者もこれを閲覧し、この史料紹介にかかる諸情報を得ている。

まずはこれらによって、本史料についての解説を試みる。充所の「土屋河内右衛門入道」は、土屋泰宗（法名浄光）。「本領」とあるのは河内国（茨田郡）伊香賀郷（現・大阪府枚方市伊香賀）のことで、「御下知」に任せて泰宗の知行を安堵する内容である。

土屋氏は相模國中村莊司宗平の子息で源頼朝の挙兵にも

参与した土屋宗遠を祖とする武家で、承久の乱後、恩賞地として伊香賀郷を拝領し、以来河内に移った一族が知行したという（応永五年四月日 土屋宗能目安案）。南北朝期にはすでにこの地が「本領」と認識されていたわけである。

（史料1）

本領事、如元知行、不可有相違候者、仍執達如件、

応安貳年四月廿五日 左兵衛督（花押）

土屋河内右衛門入道殿

史料1は、本史料と同日付、充所も全く同じ表記で、本領を安堵する内容である。左兵衛督は楠木正儀。本史料に「御下知」とあるのは史料1のことと考えてよい。古文書学が示す様式論に照らせば下知状とはいえないが、上意下達の文書を「御下知」と呼ぶ事例はあり、違和感はない。

ちなみに、正儀は父正成の遺志を継いで南朝方の主力として粘り強い戦いを続けていたが（後述）、この年正月、北朝に降伏し、二月初めにはこれが和泉・河内に報じられたという（『花宮三代記』）。

そして、正儀は自身の発給文書にも北朝年号（応安）を

使用するようになる。

(史料2)

本領事、如元知行、不可有相違、仍執達如件、

応安二年二月十八日 左兵衛督(花押)

田代豊前守殿

史料2は、和泉国の田代頭綱に充てた楠木正儀の安堵状である(『田代文書』)。本文は史料1とほぼ同文であり、北朝方に転じて間もない時点で、河内土屋氏、和泉田代氏などの在地勢力との連携がこのようなかたちで築き始められたことがわかる史料といえる。

ただ、土屋氏が楠木正儀から本領安堵を受けたのはこれが初めてではない。次の文書(土屋家文書所収)をみよう。

(史料3)

河内国伊香賀郷壹分地頭職、為本領相伝之上者、如元当知行不可有相違、仍執達如件、

正平七年三月十日

土屋孫次郎殿

左衛門少尉(花押)

(史料4)

河内国伊香賀郷壹分地頭職、為本領相伝、不可有相違之由、仍執達如件、

正平七年三月十二日

土屋孫次郎殿

左衛門尉(花押)

史料3の左衛門少尉は楠木正儀(花押確認済)、充所の土屋孫次郎は本史料の充所土屋泰宗の父宗直である。土屋氏の「本領」が伊香賀郷の「壹分地頭職」であったことを示す史料であるが、この点の究明は今後の課題として、ここでは、土屋氏が南朝の本領安堵を受けていることに注目しておきたい。

土屋氏は正平五年(一二三四)以降、南朝方に属して河内で戦い、「宗直子息次郎右衛門尉」(泰宗)は右脛を負傷している(正平六年十一月日土屋宗直軍忠状)。そして史料3と同日付の宗直軍忠状には、泰宗らが京都で戦い、泰宗舍弟信宗が左足に矢疵を受けたと記されている(同七年三月十日土屋宗直軍忠状)。

これら軍忠状に据えられた証判について、水野恭一郎氏

は、史料4「左衛門尉」の花押と同一であり、さらに本史料の花押（河野辺駿河守某）に酷似するとして、「左衛門尉」と河野辺駿河守某に親族関係（父子？）が認められるのではないかと指摘している（前掲水野論文）。筆者も写真帳で確認したが、正当な指摘であると考えている。

正平七年（一三五二）閏二月にいわゆる「正平の一統」が破れ、三月十五日には足利義詮らが京都を奪還することになる。そうした軍事情勢のなかでも土屋氏が楠木正儀の麾下にあり続け、後日正儀が北朝に帰順するのに対応して、いちはやく北朝年号が記された安堵状を受領したことをここで推認してもよいだろう。

二 楠木正儀と河野辺駿河守

楠木正儀は、正平七年以降、北朝（幕府）との度重なる京都争奪戦のなかで時日を過ごしていたが、同二二年（一三六八）に、北朝との和平交渉を画策する。その折、足利義詮との交渉のため京都に派遣されたのが河野辺駿河守である。「南方勅使」葉室光資による交渉が不調に終わったあとの同年六月、「楠木代官 河内守護代」の「河辺」（河

野辺駿河守）が京で義詮と対面している（『師守記』）。

交渉は再度不調に終わり、同二四年（応安二年）、正儀は北朝に帰順するのであるが、ここで河野辺が「楠木代官 河内守護代」と記されていることは重要である。

佐藤進一氏は、史料1・2を含む徴証によって、応安二年に北朝に降伏した正儀が、再び南朝に帰参する永徳二年（弘和二年、一三八二）までの間、南朝補任の河内・和泉（国主（国司）の地位を維持したまま室町幕府の河内・和泉守護に在任したことを明らかにしている。またその間、河野辺駿河守が守護代の地位にあったことも認定している（同『室町幕府守護制度の研究』上、一九六七年、東京大出版会）。

『師守記』の認識は、正儀＝南朝守護、河野辺＝同守護代であるが、南朝補任の守護と国主の不分離な存在形態を考慮すれば、正儀のその時点での地位もそのようなものであったことは疑いない。

本史料の文書題名について、『枚方市史』は「河野辺駿河守下知状」、水野論文は「河野辺駿河守遵行状」とするが、筆者が河野辺駿河守某施行状としたのは、守護楠木正儀の「御下知」を守護代河野辺駿河守某が施行するという理解

にもとづいている。表1をみよう。

表1で確認しておきたいのは二点である。

まずは、楠木正儀―河野辺―菱江（又守護代）の遵行体制が、正儀の南朝守護（国主）時代（南朝年号を網掛）、北朝守護時代を通じて変動していないことである。南北朝時代、あるいは南北朝内乱などと称され、王統の分裂を基軸に議論が進められることはやむを得ないが、武家や地域社会の動向はまた別の視点からとらえる必要がある。河内国についていえば、のこされた文書の分析による限り、楠木正儀の軍事的支配が実効性を継続していたことが認知されるのであって、こうした実績を北朝（幕府）あるいは南朝がどう取り込むのか、あるいは実績を有する者（この場合は楠木正儀）がどのように判断し帰属を決めていくのかというところで考察を進めていくのが本筋である。

次に、南朝補任の守護と国主の不分離な存在形態である。これは先にさらりと述べたところでもあるが、正平年間と弘和年間の文書（様式）の動きからは、定義づけ可能な遵行形態を見いだすことができないうに感じられる。これらの時点での南朝政府の実態を想起すれば、やむを得ないところではあるが、これらもまた国司優越を掲げた後醍醐

表1：楠木正儀・河野辺駿河守関係文書

和暦	西暦	月	日	文書題名	充所	内容	文書名		
正平	20	1365	9	6	河内国国宣（楠木正儀）	河野辺駿河守	河内国小高庄領家方給分を觀心寺雜掌に沙汰居	觀心寺文書	
			9	15	河野辺駿河守施行狀	当庄沙汰人中			
	22	1367	10	4	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	河内国法通寺庄内興福寺領1/3軍勢分寺家へ沙汰居	久我家文書	
			12	8	長慶論旨（権右中弁経清奉書）	左兵衛督（楠木正儀）		東寺百合文書ウ	
23	1368	12	9	楠木正儀施行狀	河野辺駿河守	東寺造営材木運送船抑留停止	東寺文書 / 早稲田大学萩野研究室所蔵文書		
			12	11	河野辺駿河守遵行狀			菱江民部大夫入道	
		2	1369	4	25	楠木正儀書下案 河野辺駿河守施行狀	土屋河内右衛門入道（泰宗）	土屋泰宗本領安堵	土屋家文書
				5	16	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	南禅寺材木船、仁和寺・禁野地下菴違乱停止	里見忠三郎氏所蔵文書 南禅寺文書
4	1371	11	20	楠木正儀書下案 河野辺駿河守施行狀案	河野辺駿河守 菱江民部大夫入道	高山寺領河内国新開新庄下司の不当課税停止	高山寺文書		
			11	24	楠木正儀書下案	河野辺駿河守	高山寺領河内国新庄内梅尾田押妨停止、寺家雜掌へ沙汰付	高山寺文書	
		5	1372	12	24	河野辺駿河守施行狀案	菱江民部大夫入道		
				2	25	室松幕府管領細川頼之奉書	左兵衛督（楠木正儀）		尊經閣古文書纂
永和	2	1376	5	4	楠木正儀施行狀 河野辺駿河守遵行狀	河野辺駿河守 （菱江民部大夫入道）	嵯峨寿寧院領河内国高頭庄領家職を寺家雜掌へ沙汰付	佐々木信綱氏所蔵文書 慈聖院領諸庄園重書已下目録（早稲田大学萩野研究室所蔵文書）	
				5	6	菱江民部大夫入道打渡狀	（寺家？）		
			1	1379	9	25	楠木正儀書下案 河野辺駿河守施行狀	河野辺駿河守 菱江兵庫允	伊香賀郷に対する北川為村らの濫妨停止
3	1383	12				9	長慶論旨（左權中将某奉書）	觀心寺々僧等中	觀心寺七ヶ村預所職、勅裁（長慶）に任せ寺家雜掌に沙汰居
		12	24	河内国国宣（楠木正儀）	河野辺駿河守				
		12	24	河野辺駿河守施行狀	菱江民部大夫入道				

の政権構想の行方を考える素材となるだろう。

三 土屋家文書について

本稿の冒頭で、本史料は、土屋家に伝来した文書群（以下、土屋家文書）の一点としてすでに知られた存在である、と述べた。そして、土屋家文書の姿も、『枚方市史』や水野恭一郎氏の論文によって紹介され、また東京大学史料編纂所には一九九〇年撮影の写真帳が所蔵されていることについても触れた。

ところが、史料編纂所の撮影からしばらくの後、所蔵者の手元を離れ、文書群としての実体を失い、分割されて古書肆の扱うところとなったようである。本史料もまた個別の一点文書として軸装され、古書肆の目録に掲載されたところを購入したのである。

その後も、土屋家文書の一点と確認できる文書がしばしば古書肆の目録に掲載されたが、限られた史料購入費のなかで、個別の文書群を継続的に購入し続けることは困難であると判断した。

したがって、『枚方市史』や水野論文が紹介した土屋家

文書が、現状で何処の所蔵に帰しているのか、あるいは古書肆の手元になお残されているのかわからない。ただ、古書肆から購入した公共機関が公開している情報によって、散逸した土屋家文書の現状について知ることができた。本史料の意義づけにもかわるので紹介しておこう。

なお、中世文書の原状について考察するための素材として表2を載せた。これは史料編纂所所蔵写真帳によって、一点、あるいは複数点の文書が一括裏打ちされ、おそらくは巻かれた状態で保存されていたことを確認することができたので、試作品ながら写真帳の冊、ページ順に撮影時原状の文書目録としたものである。これから述べる現在の所蔵先情報も載せてある。

さて、土屋家文書のうち、中世文書四点と近世以降の文書、合計一七七点を香川県立ミュージアムが「土屋家資料」という名称で所蔵している。香川県立ミュージアム設置にかかる歴史博物館準備室時代に刊行された『歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録 平成8年度』（香川県教育委員会、一九九八年）に解題と目録が掲載されている。

これらについて、同ミュージアム学芸員の御厨義道氏、黛友明氏から貴重な情報をご提供いただいた。

古書肆から購入した時点では、乱雑な状態で一括木箱に入れられていたこと。中世文書も他の文書に混じった状態で納められていたこと。整理の段階では上から一点ずつ取り出し、その順で目録化したこと。土屋家は戦国の動乱のなかで衰退、流浪を経験するが、子孫が讃岐高松藩生駒家に仕え、讃岐国三野郡・香東郡の内に領知を得ており、このことを示す文書が土屋家文書にあったことが購入の理由で、中世文書四点があることは購入の段階では認知していなかったこと、などを伺うことができた。詳しくは、前掲目録・解題（御厨義道氏執筆）をご覧いただきたい。

次に、八尾市立歴史民俗資料館が、建武四年八月日土屋宗直軍忠状など十六点を所蔵している。同館『研究紀要』第一〇号、第二〇号、第三〇号に、小谷利明氏による資料紹介（「館蔵文書の概要について」）が載せられている。詳細はこちらをご覧いただきたい。なお、すべて軸装のかたちで、平成八年（一九九六）以降、逐次購入したとの情報を小谷氏よりいただくことができた。

次に、建武二年九月二日土屋宗直軍忠状は、神奈川県立博物館が購入し、古川元也氏による史料紹介が公にされている（同「新収資料紹介 土屋宗直軍忠状 一幅」、『神奈川

県立博物館だより』二〇一一）。古川氏は、土屋家文書の他の軍忠状も参照しながら、史料編纂所の撮影以前、おそらくは最初に土屋家文書が何らかの整理、整序がおこなわれた段階での原状についての見解を示し、軍忠状作成における正文／案文の意義にも言及している。土屋家文書の史料の意義にかかる重要な成果である。

最後に、東京大学史料編所が応永五年四月日土屋宗能目安案を購入、所蔵している。購入時は掛軸装であったが、これをはがし、虫損を繕う修補を終えている。また表装の折に端裏書を失ったことも確認している（東京大学史料編纂所、所蔵史料データベース）。



本史料の購入から約四年、本稿作成に専従していたわけではもちろんないが、とりわけ現状の把握については、やむを得ない事情があるとはいえ、不十分なかたちでしか示せなかったことは残念である。

小稿が散逸した土屋家文書が未来に再会、参集する機縁となればとおもう。

表2：土屋家文書目録（中世文書）

番号	年代	文書題名	枚	水	写	一括	現所蔵
1	元和7(1621)/3/7	土屋兵齋書状	50	40	1	1	
2	延文2(1357)/3/12	足利義詮御判御教書	24	24		2	
3	建武3(1336)/3/5	足利尊氏御判御教書	5	5			
4	(年未詳)10/2	神保長誠書状	46				
5	(年未詳)12/7	下間頼支書状	47			3	八尾
6	観応元(1350)/11/23	足利直義御判御教書	14	14			
7	正平7(1352)/3/10	楠木正儀書下	17	17			
8	正平7(1352)/3/12	河内国宣	18	18		4	八尾
9	応安2(1369)/4/25	楠木正儀安堵状	26	26			
10	応安2(1369)/4/25	河野辺駿河守施行状	27	27		5	奈良
11	康暦元(1379)/9/25	楠木正儀書下	29	29			
12	康暦元(1379)/9/25	河野辺駿河守遵行状	30	30		6	
13	観応元(1350)/9/28	河内国宣	13	13			
14	建武4(1337)/10/10	細川顯氏感状	7	8			
15	延文2(1357)/5/8	細川頼之挙状案	25	25		7	八尾
16	暦応2(1339)/8/16	細川顯氏書下	12	12			
17	永徳2(1381)/2/5	室町幕府管領奉書	31	32		8	八尾 八尾
18	文和元(1352)/11/18	高師秀挙状	19	19			
19	文和2(1353)/4/15	高師秀感状	22	22		9	八尾
20	文和2(1353)/4/15	高師秀挙状	23	23			
21	建武3(1336)/1/24	土屋宗直軍忠状	4	4			
22	建武4(1337)/8/-	土屋宗直軍忠状	6	7		10	八尾
23	建武4(1337)/11/-	土屋宗直軍忠状	8	9			八尾
24	建武5(1338)/3/-	土屋宗直軍忠状	9	10			
25	正平6(1351)/11/-	土屋宗直軍忠状	15	15			
26	正平7(1352)/3/10	土屋宗直代泰宗・信宗軍忠状	16	16		11	
27	文和元(1352)/12/20	土屋信宗軍忠状	20	20			
28	建武2(1335)/9/2	土屋宗直軍忠状	2	2		12	神奈川
29	建武3(1336)/1/15	土屋宗直軍忠状	3	3			
30	(年未詳)3/22	遊佐長教書状	42	38			
31	(年未詳)8/23	薬師寺弼長書状	45	37		八尾	
32	永祿4(1561)/12/5	土屋宗喜書状案	49	39	13	八尾	
33	(年未詳)3/27	土屋宗直申状	10	6			
34	正中2(1325)/7/11	土屋宗春讓状	1	1	14	八尾	
35	文和2(1353)/2/3	土屋宗直讓状	21	21		八尾	
36	康暦元(1379)/8/5	土屋浄光(宗春)讓状	28	28	15	八尾	
37	応永10(1403)/6/15	義照(土屋宗能)讓状	33	34			
38	永正2(1505)/10/3	畠山尚慶奉行人奉書	36				
39	永祿2(1559)/9/23	某奉書	48				
40	応永5(1398)/4/-	土屋宗能目安案	32	33	16		
41	(年未詳)3/2	土屋宗怡申状	41	35			
42	(年未詳)5/23	遊佐順盛書状	43	36	17	八尾	
43	(年未詳)8/11	堅能・康忠・範为連署奉書	44				
44	永正2(1505)/10/3	畠山尚慶奉行人奉書	37		18	八尾	
45	(年未詳)3/29	本多忠英書状	51				
46	(年未詳)1/11	本多忠英書状	52		20		
47	(年未詳)1/17	本多忠英書状	53		21		
48	(年未詳)11/4	土屋左平太知行目録	54		22		
49	(年未詳)1/8	(姓欠)次郎感状	38				
50	(年未詳)2/28	畠山政国書状	39		3	23 香川 一括原状	
51	(永徳2)2/3	畠山基国書状	34	31			
52	(年未詳)2/29	畠山高政書状	40		4	24 香川 25 香川	

凡 例

- ・「枚」は「枚方市史」の文書番号。
- ・「水」は前掲水野論文の文書番号。
- ・「写」は東京大学史料編纂所写真帳の冊番号。
- ・「一括」は、同写真帳掲載の文書写真から、裏打ち一括一紙の状況を確認して付し、裏打別の番号を付した。

〔現所蔵〕の略記

- 〔香川〕 〓 香川県立ミューリアム
- 〔八尾〕 〓 八尾市立歴史民俗資料館
- 〔東京〕 〓 東京大学史料編纂所
- 〔神奈川〕 〓 神奈川県立博物館
- 〔奈良〕 〓 奈良大学文学部史学科